

平成31年4月1日改正

平塚市発注工事等の入札における開札後の疑義申立てについて

工事等入札後の設計の誤り等の判明については、入札の公正性を損なう恐れがあり、事後処理をめぐって入札者・発注者の負担は少なくありません。平成31年4月以降契約検査課が発注する工事等における疑義の申立て方法や誤り等が発生した場合の対応について、次の各号のとおり定めます。

記

1 落札保留について

疑義申立てにより、落札者が変わる場合がありますので、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中落札を保留します。

2 入札額について

落札保留後、電子入札システムの中の入札状況一覧の「作業状況確認」に落札保留した旨と予定価格以下で最低制限（調査基準）価格以上のうち、別表のとおり金額（税抜）を明示しますので、御確認ください。

3 疑義申立てについて

（1）疑義申立の対象

設計書を確認しないと判明しない事項を対象とします。なお、次に掲げるものは疑義申立として取り扱いません。

- ・疑義申立ての対象となる建設工事等が特定できないもの
- ・積算疑義が具体的でないもの
- ・積算疑義が特定できないもの
- ・設計図書等により確認できるもの
- ・積算システムに起因するもの
- ・入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- ・測量等の委託又はその他の役務提供業務の委託のうち、見積徴取により設計している単価等によるもの
- ・その他当該入札に関係がないもの

（2）疑義申立期間

開札日の13時から開札日の2日後（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（以下「閉庁日」という。）を除く。）の12時までの間を「疑義申立期間」とします。

（3）設計書の公表

ア 設計書確認

入札書を提出した者のみに疑義申立期間に契約検査課で設計書を公表します。確認を希望する者は、入札参加者であることを社員証等により証明した後、設計書の確認ができます。

イ 疑義申立

確認後、設計内容について疑義を申し立てるときは、「**工事費内訳書（市設計書に入札金額の内訳を記入したもの又は市設計書と同一内容のもの）**」を添えて「設計内訳確認申出書」を提出してください。

※ 設計書

土木系工事 = 本工事内訳書、内訳書、下位内訳書

建築系工事 = 種目内訳書、科目内訳書、細目内訳書

※ 設計内訳確認申出書は、平塚市契約検査課ホームページの工事契約関係書式ダウンロードページからダウンロードしてください。

4 疑義申立期間終了後の落札決定について

疑義申立てがない場合は、疑義申立期間が終了した日の13時から落札決定をします。落札者は電子入札システムで落札決定通知を確認後「開札までのスケジュール」を確認のうえ契約書類を契約検査課で受領してください。

5 疑義申立への対応について

疑義申立てがある場合は、疑義申立期間が終了した日の午後に「疑義申立内容調査のため」とする落札保留通知を「電子入札システム」より発行します。この通知から次に当該案件に対する落札決定通知又は入札無効による不調通知が「電子入札システム」より発行されるまでの間を「疑義申立内容調査期間」とします。

疑義申立者に対しては、疑義申立期間が終了した翌日（閉庁日を除く。）の14時までに、疑義申立てに対する「回答」及び「設計内訳確認申出の回答に対する確認書」をメールに添付して送信します。

疑義申立者は必ずメールを確認し、疑義申立期間が終了した日から2日後（閉庁日を除く。）の9時まで（以下「指定時間」という。）に「設計内訳確認申出の回答に対する確認書」（代表者印不要）をメールに添付し、契約検査課宛に返信してください。（メール本文不要）

指定時間までに「設計内訳確認申出の回答に対する確認書」が届かない場合も、回答内容を確認したものとみなします。

また、回答内容について詳しい説明を求める場合は、代表者印を押印した「設計内訳確認申出の回答に対する確認書」を指定時間までに契約検査課に持参してください。回答内容について工事主管課が説明します。

工事主管課が申立者に説明を行った後、下記に示す「（1）設計誤りがなかった場合」「（2）設計誤りがあった場合」の運用に基づき、落札決定通知又は入札無効による不調通知を「電子入札システム」より発行します。

（1）設計誤りがなかった場合

疑義申立てがあり、提出された「工事費内訳書」と市の積算を調査比較して誤りがなかった場合は、落札決定をします。

（2）設計誤りがあった場合

疑義申立てがあり、調査の結果、設計額に誤りがあることが判明した場合は、次により入札の有効・無効を決定します。

ア 設計額と設計誤りを補正して設計し直した額の差額が **50万円未満かつ税抜設計金額の1%以内**で、落札候補者に変更が生じない場合は、入札は有効とします。この場合、契約は落札金額で締結し、後日設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。

ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とし、改めて入札を執行します。

イ 設計誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とし、改めて入札を執行します。

ウ 設計誤りが判明した場合は、入札書提出者全員に設計誤りの内容及び入札の効力を速やかに説明します。

エ 落札候補者には、設計誤りを補正して設計し直した額と変更後の契約額を速やかに通知します。

6 再度公告入札の執行について

(1) 設計の見直し

設計誤りがあったため無効とした入札の、再度公告入札の執行に当たっては、設計を見直し内容を一部変更します。

(2) 入札執行の方法

無効とした入札の再度公告入札は、「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」を参加要件とする条件付き一般競争入札とします。

なお、この場合の見積期間は、建設業法並びに平塚市契約規則で認める範囲で短縮することがあります。

7 その他

(1) 入札公告の記載誤り等設計誤り以外の事由で入札の公正性が著しく損なわれると認められる場合も、この対応によることを基本とします。

(2) 入札への疑義申立の内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合は、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとします。

以上

別表（「2 入札額について」関係）

NO	応札者数	同価格者の有無	表示方法
1	一者		落札候補者の金額を表示
2	二者	なし	落札候補者及び第2位の高額を表示
3		あり	落札候補者の金額及び「同価格者あり」を表示
4	三者以上	なし	落札候補者、第2位及び第3位の高額を表示
5		落札候補者に同価格あり（二者）	落札候補者の金額及び「同価格者あり」並びに第3位の高額を表示
6		落札候補者に同価格あり（三者以上）	落札候補者の金額及び「同価格者あり」を表示
7		第2位に同価格あり（二者以上）	落札候補者の金額並びに第2位の高額及び「同価格者あり」を表示
8		第3位に同価格あり（二者以上）	落札候補者及び第2位の高額並びに第3位の高額及び「同価格者あり」を表示